

京都市桃陽病院の今後の在り方に関する検討会開催要綱

(目的)

第1条 京都市桃陽病院（以下「桃陽病院」という。）は、開設から40年以上が経過し、施設や設備の老朽化が進行しているほか、少子化等に伴い患者数は減少傾向にあり、様々な課題を抱えている。

この要綱は、これらの状況を踏まえ、桃陽病院の今後の在り方について、専門的な見地から幅広く意見を聴取するため、外部有識者等を交えた「桃陽病院の今後の在り方に関する検討会（以下「検討会」という。）」の開催及び運営に関し、必要な事項を定めるものである。

(所掌事項)

第2条 検討会は、次の事項について意見を聴取する。

- (1) 「桃陽病院の今後の在り方の方向性」に関する事項
- (2) その他必要な事項

(構成)

第3条 検討会の委員は、学識有識者、地域医療又は病院経営に関し優れた識見を有する者、その他市長が適当と認める者のうちから、市長が就任を依頼する。

2 前項の規定により依頼する委員の人数は、10人以内とする。

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、就任の日から1年以内とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(座長)

第5条 検討会に座長を置く。

2 座長は、委員のうちから市長が指名する。

3 座長は、検討会の進行を行う。

4 座長に事故がある場合に備え、市長はあらかじめ座長の代理者を指名することができる。

(会議)

第6条 検討会は、市長が招集する。

2 市長は、必要があると認めるときは、第3条に掲げる者以外の者を検討会に出席させ、

その意見又は説明を求めることができる。

- 3 検討会は、原則として公開とする。ただし、市長が必要と認める場合は、京都市市民参加推進条例に基づき非公開とすることができる。

(事務局)

第 7 条 検討会の事務局は、子ども若者はぐくみ局子ども若者未来部子ども家庭支援課に置く。

- 2 検討会の運営に当たっては、教育委員会事務局指導部総合育成支援課等とも連携する。

(補則)

第 8 条 この要綱に定めるもののほか、検討会に関し必要な事項は、子ども若者はぐくみ局子ども若者未来部子育て支援担当部長が定める。

附則

この要綱は、令和 8 年 3 月 1 日から施行する。